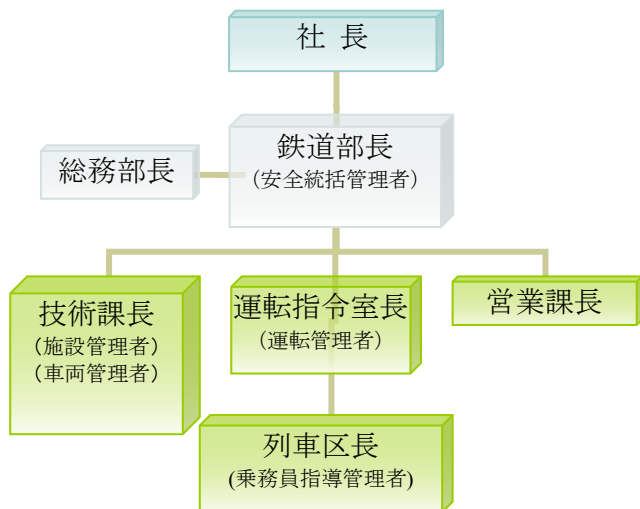


5 安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う
鉄 道 部 長 (安全統括管理者)	輸送の安全確保に関する業務を統括する
運 転 指 令 室 長 (運転管理者)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する
列 車 区 長 (乗務員指導管理者)	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する
技 術 課 長 (施設管理者) (車両管理者)	安全統括管理者の指揮の下、施設・車両に関する事項を統括する

6 ご連絡先


安全報告書のご感想、弊社の安全の取組みについて、ご意見をお寄せ下さい。

上毛電気鉄道株式会社
本社 総務部 お客様窓口
月曜～金曜日10:00～17:00

《メールでのご意見、ご要望》
上毛電気鉄道ホームページ
<http://jomorailway.com>内のお問い合わせフォームから

《お電話でのご意見、ご要望》
027-231-3597
(総務部 お客様窓口)

371-0016
群馬県前橋市城東町四丁目1番1号

 上毛電気鉄道株式会社

TEL 027-231-3597
FAX 027-231-3599
<http://jomorailway.com>

上毛電気鉄道 安全報告書 2023



この安全報告書は、上毛電気鉄道における鉄道輸送の安全確保のための取組みや、安全の実態をまとめたものです。

1 ごあいさつ

～ ご利用のお客様をはじめ、沿線の皆様へ ～

当社の鉄道事業に対して、日頃からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当社は、経営理念の第一に『安全の確保』を掲げ、法令の遵守とともに日夜安全輸送に努めております。

この報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について自らを振り返るとともに、お客様をはじめ沿線の皆様に、より安心してご利用いただけるよう公表するものであります。今後とも鉄道事業にご理解をいただくとともに、ご意見等頂戴できれば幸いです。

上毛電気鉄道株式会社 取締役社長 橋本 隆

2 基本方針と安全目標

2-1 安全方針および安全行動規範

上毛電気鉄道では、安全に関する基本的な方針および安全に係る行動規範として、次のとおり定めております。

安全方針

当社は、次の方針に従いお客様への「安全・安心」を確実なものとする。

- 「安全は上毛電気鉄道の事業の根幹である」との信念のもと「安全を最優先し」「信頼される上毛電気鉄道」を目指す。
- 「上毛電気鉄道コンプライアンス基本方針」の精神に基づき、関係法令及び規程等を遵守する。
- 「安全対策に終わりはない」ことを常に念頭に置き、安全推進体制の継続的な見直しを進める。
- 社員等一人ひとりが気付きの感度を高め、自ら考え、自ら行動することにより安全文化を創造していく。

安全行動規範

- 社員等全員は、一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、忠実かつ正確に職務を遂行します。
- 常に輸送の安全に関する状況について、把握するよう努めます。
- 臆測に頼らず必要な確認の実行に努め、判断に迷った時は、最も安全と思われる取扱いをします。
- 事故・災害等が発生した時は、組織や職責に拘ることなく、その状況を冷静に判断し、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- 輸送の安全に関する情報は漏れなく迅速、正確に伝え、情報の共有化に努めます。
- 常に輸送の安全に関し、問題意識を持ち、必要な対策を実施するよう努めます。
- 輸送の安全に関する知識・技能の取得・習熟に努めます。

2-2 安全目標

当社では、10年以上にわたって「重大事故・重大インシデント」（運輸安全委員会の調査対象となった事故等）は発生していません。今後も「重大事故・重大インシデントゼロの継続」を目標に掲げ、安全意識向上に努めてまいります。

3 鉄道運転事故等の発生状況と、その措置について

3-1 鉄道運転事故等の件数

最近5か年間に発生した鉄道運転事故等の発生件数は、次の表のとおりです。

種別	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
鉄道運転事故 (踏切障害事故等)		0件	0件	1件	0件	0件
輸送障害		4件	5件	4件	6件	4件

3-2 鉄道運転事故等の内容

(1) 鉄道運転事故

最近5年間の鉄道運転事故は、鉄道人身障害事故が1件発生しております。

弊社の踏切道は現在104箇所、その内、第4種踏切道(保安設備なし)が11箇所ありますが、引続き、事故防止と通行者の安全性向上のため、第1種甲踏切道(警報機・遮断機付)への更新等に向け、鋭意取り組んでおります。

(2) 輸送障害

令和4年度の輸送障害は、計4件発生しており、原因は次の表のとおり分類されます。

設備の故障など	自然災害	第三者による事故など
3件	1件	0件

設備の故障などが原因であるものは、その都度対策を実施し再発防止に努めております。また、自然災害による輸送障害の原因は、落雷によるものです。

4 輸送の安全確保のための取り組み

4-1 安全対策

(1) 信号保安設備

踏切保安設備

大胡駅～樋越駅間第47号踏切道に遮断機と警報機を設置し、第4種踏切道から第1種甲踏切道に整備するとともに、新里駅～新川駅間第82号踏切道および天王宿駅～富士山下駅間第100号踏切道の保安設備を更新し、あわせて、照明灯、非常押釦(手動用)、特殊発光信号機の新設を行いました。

(2) 電路設備

赤坂駅～心臓血管センター駅間の老朽化した電路柱(鉄柱)計12本をコンクリート柱に更新いたしました。

(3) 線路設備

丸山下駅～西桐生駅間(計256m)の重軌条化工事(37kgレール→50kgNレール)、城東駅～三俣駅間の一部(計253m)の同種軌条交換工事(50kgNレール)を施行いたしました。

(4) 車両設備

法令に基づく車両の定期検査として、713-723号車、714-724号車の全般検査(計2編成4両)を施行いたしました。

4-2 安全のための支出

安全の維持・向上のため、安全関連設備への投資に約108百万円、施設、車両の修繕費に約110百万円を支出しております。

なお、当社によるこれらの安全のための支出は、国ならびに群馬県、沿線自治体からの助成により賄われております。

4-3 安全会議の開催

社長を議長とし、本社部課長ならびに現業の職場長による「安全会議」を開催し、鉄道運転事故等について再発防止の検討を行っています。